

船橋市貨物自動車運送事業者燃料費高騰対策助成金

コロナ禍における物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を特に受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、市独自の助成金を交付します。

助成額

対象車両の保有台数に応じて交付します（1者あたり200万円が上限）。

車種	定義	1台あたり助成額
大型	車両総重量11トン以上又は 最大積載量6.5トン以上の普通自動車	13万円
中型	車両総重量5トン以上11トン未満又は 最大積載量3トン以上6.5トン未満の普通自動車	7万円
小型	上記以外の普通自動車・小型自動車	4万円
軽	軽自動車	1万円

助成対象となる車両

自動車検査証の記載事項が、以下の要件を**全て満たす車両**

※ 塵芥車、霊柩車、被牽引車（トレーラー）及び二輪自動車は対象外となります。

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和4年9月30日以前
自動車の種別	普通自動車、小型自動車又は軽自動車
用途	貨物又は特殊
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	船橋市内
有効期間の満了する日	令和4年10月1日以降

助成対象者

以下の要件を全て満たす者

- ① 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- ② 資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業者であること。
- ③ 令和4年9月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- ④ 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入等の調査に応じること。
- ⑤ 政治団体若しくは宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

申請書類

- ① 船橋市貨物自動車運送事業者燃料費高騰対策助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
 - ② 交付申請する**助成対象車両全ての自動車検査証の写し**
 - ③ **一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可**を受けている、若しくは**貨物軽自動車運送事業の届出**を行っていることを確認できる書類（許可書、届出書の控え等の写し）
 - ④ 助成金を振り込む金融機関の**預金通帳の写し**又はこれに準ずるもの
- ※ 以上に加え、**申請人と別名義の振込先口座を指定する場合のみ、委任状（委任者の押印が必要）**
- ※ 各書類とも、**鉛筆・消せるボールペンでの記入は不可**となりますので、ご注意ください。

申請方法

オンラインでの申請方法

下部にある二次元バーコードからアクセスし、手順に沿ってご入力ください。予め申請書類②～④のスキャンデータ（PDF）または文字が読める程度に鮮明な画像データ（jpg）をご用意ください。

郵送での申請方法

申請書類一式を船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25）あてに郵送してください。

受付期間

令和4年10月13日（木曜日）から令和5年2月28日（火曜日）まで（郵送は必着）

その他注意事項

- 本助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等については、交付決定後10年間保管するようお願いいたします。
- 本助成金を不正に受給したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、加算金及び延滞金を加算のうえ、返還していただきます。

問い合わせ先

船橋市商工振興課

Email : keieitaisaku@city.funabashi.lg.jp TEL : 047-436-2472 受付時間 : 平日 9:00～17:00



市専用ホームページURL
（助成金の詳細、申請書データ
ダウンロード等）



オンライン申請ページURL
（スマートフォン・タブレットから
アクセス可）